

規制改革会議 雇用・就労TFからの追加質問事項への回答
(理容師・美容師資格について)

厚生労働省健康局生活衛生課

(1) 初歩的資格の創設について

両資格共通の初歩的な資格（消費者の身体に重大な影響を与える衛生面など、最低限身につけるべき知識、および基本的なカット技術など、理容士・美容師両資格に共通する基礎的な技術を認定するもの）として、比較的短期間（半年間程度）に取得できる資格を新規に創設することについては、多くの人に就労機会のチャンスを拡げる点で効果的であり、また消費者利益を阻害することもないと考えます。11月7日の意見交換内容も踏まえて、貴省の見解を詳しくお聞かせください。

(回答)

1. 現在の理容師養成施設及び美容師養成施設における教科課程は、そもそも理容の業、美容の業を行うに当たって求められる、国民の安全・安心を確保するなどのために必要な衛生等に関する知識・技術を身に付けるための内容で構成されており、個々の知識・技術は相互に関連しているものであって、総体として理容の業、美容の業に必要な要素となっている。そのため、今回提案されているような、理容の業、美容の業の一部の側面を切り出して、それに必要な知識・技術を付与するという考え方にはなじまない。
2. また、理容とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えること、美容とは、パーマントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることであるが、当然ながらそれぞれで必要とされる技術は異なっているのであって、両資格において共通する技術的な初歩があるとは考えていない。それゆえ、現行制度上、理容・美容のうち一の養成施設を卒業した者が他方の養成施設に入学した際においても、技術に係る教科科目については一切免除していない。
3. さらに、例示されているようなカット技術は、理容師養成施設及び美容師養成施設において教授される技術としては、決して初歩ではなく、むしろ高度な技術として位置付けられるものである。例えば、養成施設の生徒

が理容所、美容所においてカット等の実務実習に従事することについては、養成施設において必要な知識を十分に習得した上で、少なくとも入所後6ヶ月を経過してから行うことを求めているところであり、これらの技術は到底短期間に習得できるようなものではない。

- 4．さらに、前回意見交換においても述べたとおり、これまでの行政改革において、国家資格については国の関与を最小限にする方向で廃止等の見直しがなされてきたところであり、当省として、新しい国家資格を創設することは、従来の行政改革の方針にもそぐわないと考えている。また、既存の資格制度を細分化することについては、資格者の業務範囲の統合・拡大を図るという従来の規制改革の方針にも反するものであると考える。
- 5．以上のことなどから、比較的短期間の養成課程によって取得できるような両資格共通の初歩的資格の創設については不適切である。

(2) 理容所・美容所の届出について

理容師・美容師の両資格保有者のみが勤務する施設においては、理容所・美容所両方のサービス提供を可能にすることが、利用者にとってサービスの向上につながるものと考えます。このような施設に、理容所・美容所双方の届出を認めることの可否について、貴省の見解をお聞かせください。

理容師、美容師は、異なった教科課程を有する理容師養成施設、美容師養成施設において、それぞれ理容、美容を業として行うに際して必要な法令の内容、理容、美容においてそれぞれ使用する器具の取扱方法、それぞれの専門技術等を習得し、養成施設を卒業後、それぞれ異なった試験内容の理容師試験、美容師試験に合格した者に免許が与えられており、その相互受入れを認めることは、現行の理容師法、美容師法に基づく理容師制度、美容師制度の根幹を揺るがしかねない問題であることから、同一店舗における理容師・美容師の混在勤務等を認めることは適当ではない。

なお、本件については、過去の全国規制改革要望や特区要望においても同様の提案がなされていたものであるが、当省からは一貫して対応できない旨回答してきたものであり、現在においても本件のような見直しを行うことはできないと考えているので、ご理解をいただきたい。